明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○水底線路の保護区域を指定する件（総務一九三）　一
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務一八九）　三
〔人事異動〕
法務省　最高裁判所　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、平成二十三年度高圧ガス製造保安責任者試験等（経済産業大臣及び都道府県知事が行わせることとした試験）の実施、平成二十三年度液化石油ガス設備士試験（都道府県知事が行わせることとした試験）の実施関係　六
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告
歯　二

告示

○総務省告示第百九十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

平成二十三年五月二十三日

総務大臣　片山　善博

第一号

一　敷設区間

稚内～礼文島間

（稚内側）北海道稚内市西浜四丁目一一七二番地先

（礼文島側）北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ四〇―六番地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条、別図㈠のとおり

第二号

一　敷設区間

礼文島～利尻島間

（礼文島側）北海道礼文郡礼文町大字香深村字シャクニン一〇〇六番地先

（利尻島側）北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字大磯二二〇番五地先

二　保護区域

線条の左右各五〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条、別図㈡のとおり